

休業の実施に関する協定

株式会社 ○○○○と同社従業員代表 ○○一郎とは、休業の実施に関し下記の通り協定する。

平成 年 月 日

株式会社 ○○○○
代表取締役 ○○太郎

株式会社 ○○○○
従業員代表 ○○一郎

記

1. 休業理由

受注量が減少し、生産調整のため休業を余儀なくされているため

2. 休業期間

休業は、平成17年6月20日から10日間

3. 休業対象者

- (1)株式会社 セルズ従業員全員
- (2)休業実施の休業人数 1日 9名 のべ90名

4. 休業手当の支払基準

休業の日については、次の基準により算定した額の手当を支払うものとする。

- (1)基準内賃金(日給、月給、生産手当、役職手当、職務手当、物価手当)
については100分の60とする。
- (2)皆勤手当については、規定どおり支給する。
- (3)溶接手当、金型手当、早期手当については100分の60とする。
- (4)食事手当、通勤手当は支給しない。

5. 雑 則

この協定は、平成22年1月1日より発効し、平成22年12月31日までとし、以後に失効する。